

青森県 商工会報

特産品ショップあおもり三昧 <http://www.aomorizanmai.com>

発行: 青森県商工会連合会

編集: 広報編集グループ

青森市新町 2 丁目 8-26

県火災共済会館 5F

TEL 017-734-3394

FAX 017-773-7249

全国統一キャッチフレーズ ～商工会は 行きます 聞きます 提案します～

年頭にあたって



青森県商工会連合会

会長 今 誠 康

平成二十四年の新春を迎えるにあたり、会員の皆様に謹んでお慶び申し上げます。

旧年中は、商工会並びに本連合会の事業推進に際しまして、会員の皆様方をはじめ、関係各位から特段のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

昨年は三月十一日に発生した東日本大震災により、県内は大きな被害を受け、特に太平洋岸に位置する八戸市・三沢市・階上町・おいらせ町は津波により、かつてない被害を受けました。また、九月中旬に発生した台風十五号によってもたらされた豪雨により、南部町をはじめ、県南地域で甚大な被害を受けました。これら災害により被害を受けられた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、昨今の経済情勢は、震災・台風など度重なる自然災害の影響による景気後退、欧米諸国の信用不安等に起因する円高など、企業経営にとって依然として厳しい状況が続いています。

また、私ども商工会地域においては以前より、過疎化や少子高齢化、売上低迷などにより廃業を余儀なくされるなど、会員の脱会はもちろんのこと、組織率低下が問題となり、地域経済にとって看過できない課題となっております。

このような状況の中で商工会は、一日でも早く震災・災害から立ち直るべく、本県中小企業の振興発展と地域経済の再生強化に向けて、県など関係機関と一体となつて観光産業の振興や農商工連携、地域資源を生かした雇用創出に積極的に取り組んでまいります。また、会員・地域住民・行政に必要とされる組織としてあり続けるために、巡回指導の強化による会員ニーズに沿ったきめ細やかな相談・指導を行うとともに、創業・経営革新支援、若手後継者育成を通じて地域経済の振興・発展に一層邁進していく所存でありますので、関係各位の一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

最後に、商工会会員の皆様並びに関係各位にとりまして、今年が輝く一年でありますようご祈念申し上げます。

監事	越後林達巳	大畑町	監事	七尾 潔	平内町	監事	神馬 吉藏	深浦町	理事	中美久里子	県女連	理事	濱谷 浩文	県青連	理事	藤 田 努	鶴田町	理事	野村甚左衛門	外ヶ浜町	理事	宮本純一	つがる市	理事	齋藤茂人	おいらせ町	理事	宮腰陽一	大鰐町	理事	宮本佳悦	南部町	理事	二本柳雄作	東通村	理事	中田勝美	藤崎町	理事	竹林秋雄	三沢市	専務理事	吉川源悟	買 外	副会長	大江和夫	階上町	副会長	蛭沢正勝	東北町	副会長	前山誠一	西目屋村	会長	今誠康	金 木
----	-------	-----	----	------	-----	----	-------	-----	----	-------	-----	----	-------	-----	----	-------	-----	----	--------	------	----	------	------	----	------	-------	----	------	-----	----	------	-----	----	-------	-----	----	------	-----	----	------	-----	------	------	-----	-----	------	-----	-----	------	-----	-----	------	------	----	-----	-----

謹賀新年

年頭にあたって



全国商工会連合会
会長 石澤 義文

新年明けましておめでとうございます。平成二十四年の新春を迎えるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

さて、昨年は、未曾有の被害をもたらした東日本大震災や相次ぐ台風などによる災害など、極めて厳しい状況が続く年となりました。

また、我が国経済全般を見ても、一部には緩やかな回復が続いているとの見方もありますが、歴史的とも言える円高や欧州の信用不安などにより、先行きは極めて不透明であり、特に、地方の中小・小規模事業者を取り巻く経営環境はかつてないほど厳しいものとなっております。

こうしたことから、昨年十一月二十四日に東京で開催した第五十一回商工会全国大会では、まずもって、東日本大震災からの復興を期して、被災地に対する継続的かつ強力な支援の実施とともに、地方に活力を与える景気対策の実行や、中小・小規模企業対策の拡充・支援体制の強化等を、政府等に対し強く訴えることを決議したところであります。

一方、今こそ原点に立ち返り、我々商工会には、二つの大きな使命があることを再

確認する必要があります。

まず第一は、中小・小規模企業への徹底した巡回訪問により、会員支援ニーズを的確にとらえきめ細やかな支援を実施することであり、二つ目は、少子高齢化が進む中、合併によって、従来の役場や農協などの機能が失われ、限界集落が発生するなど、疲弊を極める地域コミュニティの維持活動を積極的に展開することです。

地域に根差した、唯一の総合経済団体である商工会が、「行きます 聞きます 提案します」のキャッチフレーズのもと、巡回訪問を一層強化し、地域コミュニティを守る最後の砦として、防犯・防災活動、高齢者福祉、伝統文化の継承も含めた地域を支える活動を推進していくことが強く求められております。

一昨年の商工会法施行五十周年を経て、今後の新たな五十年に向けた礎を築くにあたり、今年は、豊かな地域づくりの核となるべく、商工会の二つの使命を果たすことにより、組織力の一層の強化に取り組む年にしたいと思っております。

皆様の一層の支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、全国の商工会員の皆様並びに関係各位にとりまして今年が明るい一年となりますよう、心よりご祈念申し上げます。

平成二十四年 元旦



青森県商工会女性部連合会 会長 中美 久里子

年頭にあたって

県内女性部員をはじめ、各位とともに新たな年を迎えることができましたことにお祝いを申し上げます。

さて、昨年三月の東日本大震災は、東北地方はもとより全国にその影響が及びました。私たち女性部もあまりの被害の甚大さに、福島県で予定されていた東北・北海道ブロック大会を中止せざるを得なくなりました。しかしながら震災当初より、同志である女性部員をはじめ、被災地のみなさんの早期復旧・復興を目指し全国の女性部が一致協力し様々な支援活動を行って参りました。我が青森県女性部も皆さまの協力を得まして、全女性連が実施した「商工会女性部ほかばかプロジェクト」に賛同し湯たんぽとアイロンの寄贈を岩手県へ行つたところでございます。

また、県内活動としては若手育成事業の一環として、「女性部おすすめ郷土めぐりツアー」の実験事業を展開いたしました。この事業はこれまでの事業成果を活かしつつ、新幹線開業を契機とした地域観光に焦点をあて、女性部独自の取り組みとして七ブロックに分かれて実施いたしました。どのブロックも地域特性をよく捉え、地元住民であつても地域文化を再発見できた、とても充実した内容となっております。女性部員及び関係職員のご努力に対しまして感謝申し上げます。

今年辰年。十二支の中では唯一、架空の生き物であります。天に昇る龍『昇龍』の言葉どおり、景気や地域活力が少しでも昇る年となることをお祈りしたいと存じます。

特に女性部は、一年休止となつた東北・北海道ブロック大会が七月に青森県で開催されることとなっております。これまで以上に青森県千四百名の女性部員の英知を結集し、同大会の成功と地域活性化に向かって取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆さまのご協力を賜りますようお願いを申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。



年頭にあたって

青森県商工会青年部連合会 会長 濱谷 浩文

平成二十四年の初春を迎え、皆様に謹んでお慶び申し上げますとともに、旧年中は青年部ならびに本県青連の事業に商工会員の皆様、青年部員の皆様をはじめ、関係各位から特段のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

昨年、三月十一日に「東日本大震災」が発生し、県内をはじめ、東北、そして日本中が自然災害の猛威に愕然としました。震災発生以来、県内の青年部では被災地へ行き、炊出しや物資輸送、瓦礫撤去作業など、様々な支援活動をして参りました。今後も、単年度ではなく長期的に被災地支援をしていきたいと考えております。

また、本県も被災県であります。全国各地から心温まる励ましのお言葉や義援金を頂戴いたしました。心から御礼申し上げます。この義援金は被災した地域の商工会青年部に、一部は復興支援の為に、一部は被災し心に深い傷を負った子供達の為に本を購入し贈らせて頂きました。「がんばろう！東北！！がんばろう！青森！！」

また、若手後継者等育成事業として、経営研修や地場産品を使った商品の研究・開発、農商工連携、子供達の職業体験など、様々な事業を各ブロック毎に行って参りました。今後も、各地域の特産品や特性を活かした事業等を展開して参りたいと考えております。

さて、平成二十四年、青森県青連・女性連四十五周年の年でもあります。県青連・女性連合同での四十五周年式典を挙行する予定です。四十五周年という節目にあたり、今一度青年部の原点でもある「地域振興の先駆者となる」ために、地域経済を支える若手経営者・後継者の団体として、自立した経営者となるための「資質向上事業」・「研修事業」並びに「地域貢献活動」を積極的に推進して参ります。

最後になりましたが、商工会員の皆様、部員の皆様、関係各位の皆様にとりまして、今年が良い年になりますことを心から祈念いたします。

青年部員等親睦ボウリング大会 が開催される

平成二十三年十二月三日(土)、青森市において青森県商工会青年部連合会青年部員等親睦ボウリング大会(会場：アオモリボウル)並びに親睦交流会(会場：ねぶたの國たか久)が開催されました。この大会は県内青年部員の交流の場を設け、組織強化並びに活性化を目的に開催され今回で十一回目となります。

当日は青年部員・青年部OB合わせて五十一名が参加し、賞品には各地域の特産品を持ち合い、それぞれ交流を深めました。



個人・団体二冠の蛭名重仁君
(後列左から二番目)

ボウリング大会結果

【個人の部】

優勝	蛭名 重仁 (上北町)	363	スコア(2ゲーム)
2位	菊地 聡明 (深浦町)	357	
3位	松野 公輝 (平内町)	303	

【団体の部】

優勝	蛭名重仁 (上北町)・大槻 淳 (東通村)	ペア
2位	菊地聡明 (深浦町)・角谷哲仁 (野辺地町)	ペア

特産品販路開拓広域サポート事業

旬味市

「特産品テーブルマーケット」開催

県内外観光客へ商品をPR販売

一月十九日（木）～二十五日（水）（社）
 青森県物産振興協会の協力を得て、新青森駅旬味館内「旬味市」において、青森県商工会特産品テーブルマーケットを開催いたしました。

本事業は、青森県商工会連合会特産品販路開拓広域サポート事業、物産展展出展支援事業の一環として開催されたものです。

地域特産品販売PR機会提供支援という観点から、東北新幹線全線開業一周年という契機を活用しながら、県内外観光客の活動拠点となる新青森駅構内「旬味館」において、事業者自らがテストマーケティング等を行い、サポート事業登録支援商品等を積極的に販売PRすることを目的に実施いたしました。

会場では県内外から訪れる観光客を中心に、自社の商品を販売、PRすると共に関係者との情報交換の場としても積極的に行われました。

出展した事業所は以下のとおりです。



いらっしゃいませ～ 対応するスタッフ

- 【二月一九～二〇日】
- ・(株)トーサム (市浦商工会)
- 【二月二一～二三日】
- ・(有)アラコウ水産 (平内町商工会)
- ・(有)白龍産業つがる女性加工部 (つがる市商工会)
- ・(株)つがる地球村 (つがる市商工会)
- ・NPO法人かなぎ元気倶楽部 (金木商工会)
- 【二月二四～二五日】
- ・(株)尾野建設 (つがる市商工会)
- ・街の駅 あるびよん (つがる市商工会)



いつも元気な(株)トーサム八木澤さん
 今日も笑顔でしじみ商品をPR



商品販売PRに、スタッフたちも意欲満々

あなたのまちの元気な企業！！

地域資源活用事業の認定

「産地加工」による平内産（陸奥湾産）

ホタテ・ナマコの加工食品シリーズの開発・販売

平内町 有限会社 アラコウ水産

平内町は、陸奥湾に面しており養殖ホタテが盛んで、生産量は日本一であります。ナマコも近年は、陸奥湾産ナマコとしてブランド化されており、水産業のもう一本の柱となっております。

当地域には、ホタテの生剥きやボイル加工等を行う一次加工の事業所は多くありますが、更に付加価値を高める二次・三次加工を施す加工食品製造については、本格的に着手していかないのが現状でありました。

これまでは、ホタテ・ナマコの一次加工を主に手掛けていましたが、将来の安定的な水産業の維持の為に加工の付加価値が必要と判断し事業化に向け検討しました。

魚介類の加工食品は、冷蔵・冷凍の商品が多いのが実情です。

本事業で開発する商品は、冷蔵設備に左右されない常温扱いの加工食品とし、「産地加工」による新鮮素材を活用した、誰もが次々と楽しめるシリーズ化を目指すものであります。



【企業概要】

事業所名	有限会社アラコウ水産
代表者	代表取締役 荒川 幸一
資本金	300万円
創業	平成14年11月
従業員	21名
住所	平内町狩場沢字堀差 61-11
電話	017-575-2652
F A X	017-575-2655

スチューベン果実と葉による

ヘルシーライフスタイル商品開発・販売

鶴田町 農業生産法人合同会社 津軽ぶどう楽園

鶴田町にある農業生産法人合同会社津軽ぶどう楽園は、平成二十三年九月三十日付けで、東北経済産業局・東北農政局より地域産業資源活用事業計画が認定されました。

青森県は、スチューベンの生産が全国の八割を占め、鶴田町においては、青森県産の六割を生産する日本一のスチューベン産地です。

同社はスチューベンの生果の生産販売はもちろんの事、百パーセントジュース等の商品を販売しており、今回の事業計画ではスチューベンに含まれる成分（ポリフェノール等）に着目し安全安心な商品を開発しながら、生産から加工販売までを行う同社の核となる事業として地域特産物であるスチューベンの更なる価値の向上を目指したいと考えております。

現在は試作品開発の段階ですが、本事業遂行を機に地元農業者、関係者各位の連携を強化し地域における多様な商品開発のきっかけづくりを行い、地域の雇用拡大と所得向上等地域活性化に貢献したいと考えております。



【企業概要】

事業所名	農業生産法人合同会社津軽ぶどう楽園
代表者	代表取締役 須郷 貞次郎
資本金	100万円
創業	平成21年9月10日
住所	鶴田町大字境字鶴住 335-1
電話	0173-23-1621
F A X	0173-26-6615
U R L	http://tsugarubudou.web.fc2.com/

津軽海峡産「活々あんこう」の独自流通システムの開発と「あんこう鍋セット」、加工品等の開発・販売

風間浦村 株式会社 駒嶺商店

風間浦村の地域産業資源である「あんこう」は、地域独自のあんこう漁法により生きたまま水揚げされる。しかし、これまではこの「生きたまま水揚げされる」という特性を活かすことができず、他の魚と同じように鮮魚のまま市場を経由して出荷され、他県産のあんこう不足時の代用として流通していました。

同社では、地域産業資源活用事業を通じ、これまでの課題であった「あんこうの付加価値向上」のため、流通システムの構築や特産品開発等に取り組んでまいります。

現在は、首都圏のあんこう料理の老舗向け「活々あんこう」の出荷及び家庭でも味わえる「あんこう鍋セット」の販売を手掛けております。今後は、「あん肝」「共和え」などの加工品から「肝の薫製」といった高級珍味などを開発し、全国に誇れる「活々あんこう」の生産地としての地位の確立を目指しております。



【企業概要】

事業所名 株式会社 駒嶺商店
 代表者 代表取締役 駒嶺 剛一
 資本金 1,000万円
 設立 昭和44年
 住所 風間浦村大字蛇浦字新釜谷
 2-3
 電話 0175-35-2211
 F A X 0175-35-2077
 U R L <http://komamine.co.jp/>

編集後記

新しい年を迎え、これから商工会においては多忙の時期となります。今冬は大雪による寒さやインフルエンザの蔓延などで体調も崩しがちですので、体調管理にご留意下さい。

また、冬のイベントなど開催されると思いますが、情報などもお待ちしておりますので県連までご連絡下さい。写真もありますと助かります。

(橋本)

お問い合わせは…

◎公正取引委員会事務総局 東北事務所

電話：0 2 2 ・ 2 2 5 ・ 7 0 9 5

公正取引委員会では、このような独占禁止法や下請法に照らして問題になるのではないかとといった相談を受け付けております。

内容、御希望により公正取引委員会の窓口を迅速に御紹介します。

公正取引委員会では、御相談に応じ、適切な対処、的確な対応をいたします。

独占禁止法相談ネットワークのご利用をお待ちしております。

公正取引委員会では、独占禁止法及び下請法の相談を受け付けております。内容、ご希望により公正取引委員会の窓口をご紹介します。

○このようなことでお困りではありませんか？

◆どんな情報交換をすると問題なの？

◆取引先が代金を一方的に減額している。買いたたきに遭っている。注文通りなのに返品された！下請法違反じゃないの？

－常用労働者数100人以下の事業主のみなさま－

平成24年7月1日、改正育児・介護休業法が全面施行！

平成21年に改正された育児・介護休業法のうち、常用労働者数100人以下の事業主に対し適用猶予されていた以下の事項について、平成24年7月1日より全面施行となります。事業主の皆様には、就業規則等の規定の整備をお願いいたします。

	制度の概要	対象となる労働者
1. 育児短時間勤務	(1)3歳に満たない子を養育する労働者が、1日の所定労働時間を短縮できる制度 (2)1日の所定労働時間について、原則6時間（5時間45分から6時間まで）とする (3)事業主には措置を講ずる義務があり、就業規則等に規定し制度化することが必要	(1)3歳までの子を養育する男女労働者（パートなど期間雇用者も対象となります。） (2)以下の労働者は対象外 ①日雇労働者 ②1日の所定労働時間が6時間以下の労働者 ③労使協定を締結すれば、勤続1年未満等一定の労働者の除外可
2. 育児のための所定外労働の制限	(1)3歳に満たない子を養育する労働者が、所定外労働を免除される制度 (2)申出は、1回につき1か月以上1年以内の期間で、開始予定日の1か月前までに申し出ることが必要 (3)申出回数に制限無し	(1)3歳までの子を養育する男女労働者（パートなど期間雇用者も対象となります。） (2)以下の労働者は対象外 ①日雇労働者 ②労使協定を締結すれば、勤続1年未満等一定の労働者の除外可
3. 介護休暇	(1)要介護状態にある対象家族の介護その他の世話のために、年次有給休暇とは別に取得できる休暇制度 (2)対象家族1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日まで、取得可能 (3)緊急を要する場合も考えられるため、当日の電話等口頭の申出も認め、書面等提出は事後でも可とする等柔軟な対応が求められる	(1)要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をする男女労働者（パートなど期間雇用者も対象となります。） (2)以下の労働者は対象外 ①日雇労働者 ②労使協定を締結すれば、勤続6か月未満等一定の労働者の除外可

(注) 各制度とも、利用は労働者の申出によります。

Q&A

Q. 当社は、常用労働者数100人未満ですが、就業規則に育児短時間勤務制度等を記載し労働基準監督署へ届け出る必要がありますか？

(A) ・常用労働者数100人未満の事業場の場合、就業規則の作成・届出の義務はありませんが、育児短時間勤務については措置を講ずる義務があるため、内規等で制度を定めることが必要です。
 ・上記2及び3の制度は、法律上、労働者の権利として定められていますが、制度が導入され、内規等でこれを定められるべきものであることにご留意ください。

※ お問い合わせは、**青森労働局雇用均等室** までどうぞ。

(TEL 017-734-4211、FAX 017-777-7696)

主催：青森県 参加無料 平成23年度地域資源活用事業・営業力強化事業成果報告会

身近な事例から学ぶ

商品づくり・営業活動 実践セミナー

～青森県の『地域資源』を活用した、売れる商品づくりと営業のコツ～

- 県では、県内中小企業等の『地域資源』を活用した商品づくりや営業活動の強化を支援しています。
- 本セミナーでは、地域資源を活用した売れる商品づくり・営業活動に取り組む際のポイントや具体的なヒントについて、専門家による講演、県の支援事業を利用して商品開発や営業活動の強化に取り組んだ事業者からの事例紹介を行います。
- 併せて、国のアドバイザーからの認定支援制度や他県事例の解説、事業者を支援する商工団体や市町村の担当者からの支援事例の紹介を行います。

日時

平成24年2月17日(金)
13:00～15:30

場所

ホテル青森 3階善知鳥の間
青森市堤町1-1-23
TEL:017-775-4141

対象・定員

中小企業、組合、
商工団体、市町村等
100名(先着順)

内容

地域資源活用事業の取組紹介(13:05～13:55)

活×あんこうの独自流通システムの開発と
加工品販売【駒嶺商店、風間浦村商工会】



産地加工によるホタテ・ナマコの加工食品シ
リーズの販売【アラコウ水産、平内町商工会】



スチューベンの果実・葉のヘルシーライフスタ
イル商品【津軽ぶどう楽園、鶴田町商工会】



津軽塗の技術によるモダンな食器、インテ
リア製品の商品開発【イシオカ工芸、弘前市】



営業力強化事業の体験事例紹介(14:15～14:30)

商品特徴の洗い出し、売場との関係づくり、
営業マンの育成に取り組んで得たこと
【赤～いりんご(株)】



新青森駅出店経験を通じて得た消費者への
売り方・伝え方、首都圏バイヤーとの商談で
学んだこと 【(株)山神】



販促計画企画、商談資料作り、模擬商談を
通じて得た営業活動の重要性
【NPO法人かなぎ元気倶楽部】



国の支援制度・他県事例の解説(13:55～14:15)

【アドバイザー】 中小企業基盤整備機構東北支部 プロジェクトマネージャー 鎌田 謙一氏

基調講演(14:30～15:30)

『地域資源』の魅力を最大限に活かした商品づくりと営業活動の進め方

【講師】 専門家 食のデザイン 西原 昌夫 氏

首都圏の食品スーパーの元バイヤー。地域密着顧客志向の店づくりを目指し、「高品質で素材と製造方法にこだわった安心な商品」をお客様に提供するため全国の産地を自ら訪れ独自の仕入れルートの開拓のほか、消費者と生産者をつなぐ産地見学ツアーなどの活動にも取り組んできた。平成16年に退職後独立、青森県をはじめ都道府県の商品開発アドバイザーとして活躍、青森県産品や生産事情にも精通している。



米トレーサビリティ制度が スタート!

目的

問題が発生した場合などに、流通ルートをややかに特定でき、事業者にとっても、コストをかけずに混乱や消費者の買い控えを避けることができます。



お問い合わせ先

北海道農政事務所
食糧部消費流通課
TEL: 011-642-5470

関東農政局
食糧部消費流通課
TEL: 048-740-0385

東海農政局
食糧部消費流通課
TEL: 052-783-4376

中国四国農政局
食糧部消費流通課
TEL: 088-223-7873

内閣府沖縄総合事務局
農林水産部消費・安全課
TEL: 098-866-1672

東北農政局
食糧部消費流通課
TEL: 022-237-5025

北陸農政局
食糧部消費流通課
TEL: 076-241-5371

近畿農政局
食糧部消費流通課
TEL: 075-366-4052

九州農政局
食糧部消費流通課
TEL: 098-211-9353

農林水産省総合食料局
食糧部消費流通課
TEL: 03-6744-1703

●農林水産省のHPでは、米トレーサビリティ法についての詳しい情報を掲載しています。

URL http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html

米トレーサビリティ法

検索

(注)「米穀(玄米・精米等)、米粉や米こうじ等の中間原料、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゆう、みりん」が対象品目です。
平成23年7月1日より前に、「a.国内で生産されたものについては、生産者から譲り渡された米穀」、「b.輸入されたものについては、国内需要者等に譲り渡された米穀、米加工品」、「c.aの米穀、bの米穀又は米加工品を原料とする米加工品」については、産地の記録は不要です。